

かすみがうら市教育委員会 6月定例会会議録

1 招集期日

平成30年6月22日(火)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	宮 本 雪 代
委 員	坂 本 雅 子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	辻 和 徳
学 校 教 育 課 長	加 藤 洋 一
生 涯 学 習 課 長	仲 澤 勤
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 室 長	岡 野 浩 則
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 英 憲
千代田中地区公民館長	川 原 場 宗 徳
下稲吉中地区公民館長	〃
図 書 館 長	齋 藤 明
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	岩 田 幸 生
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長	阿 部 佳 子

6 協議事項

- 1) 報告第 9号 かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について
- 2) 報告第10号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 3) 議案第16号 平成31年度使用教科用図書の採択について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 : 起立, 礼, 着席。  
局長 : (あいさつ)  
それでは, 本日は, 4名の委員さんが出席されておりますので, 会議は成立いたします。  
これより, 6月の定例教育委員会を開催いたします。  
次に「教育長報告について」私より報告させていただきます。  
資料教育長動静により報告する。(6月の教育長事務報告、内容省略)以上でございます。  
ただいまの報告について, 何かご質問等ございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

局長 : 特にございませんか。特にないようでしたら, 議事に入ります。  
最初に報告第9号「かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。事務局教育指導室の説明を求めます。

指導室長 : 報告第9号「かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について」平成30年6月28日提出, かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について, かすみがうら市教科指導委員設置要綱第2条及び第5条の規定により, 別紙のとおり解嘱及び委嘱します。つきましては, かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し, 教育委員会の承認を求めます。説明については, 以上です。

局長 : ただ今の説明についてご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

局長 : 質疑がないようですので報告第9号については, 報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

局長 : ご異議なしと認めます。よって報告第9号については, 報告のとおり承認します。

次に報告第10号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは学校教育課の説明を求めます。

学校教育課長 : それでは報告第10号についてご説明いたします。まず7ページをご覧ください。

報告第10号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」, 平成30年6月28日提出, かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

かすみがうら市学区審議会条例第3条の規定により, 別紙のとおり解嘱及び委嘱しました。

つきましては, かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規程により報告し, 教育委員会の承認を求めます。以上です。

総合計画審議会につきましては昨年度, 計画の策定が終了しております。平成29年11月30日の任期満了後は委嘱をしていないということでございまして, 総合計画審議会からの推薦を現在いただけない状況です。

ので、今回は欠員となります。今後、総合計画審議会で改めて委員の委嘱がされた場合には推薦をいただく予定となっております。

いずれも任期につきましては前任者の残任期間ということでございます。以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、報告第10号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって報告第10号については、報告のとおり承認します。

次に議案第16号「平成31年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。ここで審議に先立ちお諮りいたします。

本件につきましては、茨城県第6採択地区教科用図書選定協議会において、教科用図書の選定、採択、その他の事務処理が終了する平成30年8月31日まで、情報を公開することが出来ません。については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規程により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって議案第16号については非公開といたします。

【議案第16号】「平成31年度使用教科用図書の採択について」(非公開)

教 育 長 : それでは次に事業報告及び事業計画の事項に入ります。

委 員 : その前に1つよろしいですか。

報告の前に確認したいことがあるのですが、プールのことなのですが、南小学校のプールなのですが、できた当時は非常に立派で素晴らしいプールということだったのですが、最初、中島委員とも話をしていた、子供たちがあまりにも水が冷たいということで、平成28年の7月の会議の時に私が話したと思うのですが、子どもたちが寒くてどうしようもないからということで議会でも議員の方からも何度か取り上げられましたよね。

それで、対策を立てるということだったのですが、現実的には、前の部長が、29年の時に話した時には、よく卒業式などで使われる首ふりのものですが、大型ストーブを入れるということと、それから7月から授業をするということが、振り返ってみたらありました。もうひとつは、プールの水入れを早めるということの3つが決まったと思います。それで、今年4月頃、教育長に「早く水は入れてくださいよ。早く水を入れればそれだけ水温が温まるんだから。」とお話をしたのですが、現実的にはプールに水を入れてもオーバーフローや新しい水を入れなければだめだということで、水温は上がらないんですね。この間ちょっと確かめてみたら水温25度、中の室温が30度ということでした。あの時の部長の話だと、併

せて50度以上になれば何とか水泳は可能であるということなのですが、水泳に関しては、個人の体感というのが非常にありますよね。だから、少々寒くても太陽が当たっていれば、プールから出た時に温かいなど感じるわけですが、生憎とあそこには屋根がありますので、子どもたちが温かいということがないんですよね。この間、保護者から話があつて聞いたら、2時間単位で10時間やるということでした。この暑さになる前の日、水温25度、室温30度で普通なら熱い感じがするのですが、2時間の間、1時間入っていたら寒くて結局は1時間しかやらなかったのが現状だそうです。その後、梅雨が明けたような状態になっちゃって、毎日のように真夏のような暑さになって、その後は問題は出ないんですけど、私を感じることは、たとえ梅雨であっても、そのような天気が続いた時でも子供たちがプールに入れるような状態にしなければならないと思います。それで、このことについてどう思うかというのを私から説明を求めるといふことなんですけど、そうではなくて我々の仕事自体が、保護者などの要望を教育行政に反映するというのが大きな仕事ですよね。そのことから考えてみると、子供たちが今のままでは水泳は寒くて嫌だと。それからできるだけ見学にしようという子供が増えてきたのでは、立派な施設の中でせつかくできたものが活かされないと思います。それで部長と課長で、それから教育委員会全体皆の若い力を結集して、何とかプールの水をあたためなければならぬ。プールに入れば温かくて楽しいんだ、という状態にするにはどうしたらいいのかと思います。私は素人ながら、あの時も提案したんですけど、太陽熱を利用して室外で温めた水を4月頃からやっていたら、5月頃は太陽の光は強いですから、そのお湯をプールに入れるということを何回か繰り返していれば温かくなるのではないだろうか。それからガラスの屋根が所々にありますが、あまりにも少ないですよ。あのガラスの強度はどうかわかりませんが、もう一枚ずつ入れてもらうことができないだろうか。それからもう一つは、インターネットで調べてみたんですけど「水中ヒーター」というのがあるんですよ。200ボルトで。それを5月頃から中に入れて温めておいたらどうか、結局ボイラーで循環して温めるのが一番いいのですが、ものすごくお金がかかりますし、私が今話した案の他にも手立てがあるのではないだろうか。ぜひ梅雨の時期も子供たちが温かいプールに入るのが楽しみだと思えるものにして欲しいと思います。これは3年越しに私が言っていることなんですけど、教育委員会の平成28年の6月に会議録の中に、どういうことを言ってそれに今は現実にやっていることは石油ヒーターを設置して、その周りに子どもが集まってどれだけ温かいかということと多分難しいと思います。あれだけの施設なのにもったいないと思います。この次の教育委員会または翌々月の教育委員会に、こういった案では如何でしょうかと、我々も一緒になって考え、良い結果になるようお願いいたします。以上です。

教 育 長 : ただいまのご意見につきまして、学校教育課の方で何かお考えありますか。とにかく大きな課題となっており、毎年のように注目されることで、屋根を全部取り払うような工事は学校的にはなかなか難しいことでしょうし、ボイラーを設置するというような大規模な工事は難しい中において、少しでも状況を良い方向へ向けていくよう教育委員会としても考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その他ございますか。

よろしいでしょうか。なければ、事業報告及び事業計画に入りますが、平成30年第2回定例会一般質問の中で教育委員会に関する質問がございましたので、その概要を教育部長より説明願ひます。

教 育 部 長 : 平成30年第2回定例会が5月24日から6月8日まで16日間にわたりまして開催をいたしました。それで3名の議員から教育委員会に関する一般質問をいただきましたので、その質問の答弁の内容につきましてご報告をさせていただきます。

まず初めに設楽議員からご質問がございまして、3月26日付で地区公民館復活要望が支館長名で提出されております。その内容につきまして、先に行われました公民館組織の会談が、霞ヶ浦地区の歴史と伝統ある公民館活動に支障をきたしたのではないであるために提出されたのではないかとご質問がございました。それにつきまして、組織の改善につきましては、千代田地区に公民館組織を導入するために小学校地区単位の公民館から中学校地区単位の公民館に組織に改編したものでございまして、その際に霞ヶ浦地区の旧地区公民館は支館として現在、存続させてありますので、改めて地区公民館の組織を変えなくても従来と同じコミュニティ活動が存続できているとともに現状のままでも将来にわたって同様の活動を継続していけるという答弁をさせていただきました。

つづきまして、来栖議員からでございます。来栖議員からは本市の人口ビジョンを実現に向けた施策を進めていく中で小中学校における性教育の現状はどのようになっているのかとご質問をいただいております。

これにつきまして小学校1年生から中学校3年生まで、各学年ごとの性教育の内容と時間数等の課程をご説明させていただきました。次に晩婚化が進む中で高齢出産の危険性などを学ぶ機会を実践することはできないかというようなご質問がございました。それにつきましてはご意見としてお伺いいたしまして、現在、実施いたしております外部講師を招いての講演会等にその内容を盛り込むことの可能性について今後、研究してまいりたいというような答弁をさせていただきました。

続きまして、佐藤議員からのご質問でございます。まず一つ学校給食の無料化に取り組むべきではないかというようなご質問をいただきました。

これにつきましては経済的な財源確保が困難なことから、現時点では難しいという答弁をさせていただきました。次に、同じ学校給食に関しまして学校における働き方改革に係る緊急提言に指定されております給食費の公会計化は今後、導入するのかとご質問がございました。

こちらにつきましては、現在国で公会計化に関するガイドライン策定をしているところでございますので、今後、示されるであろうガイドラインの内容を勘案しながら研究してまいりたいと答弁させていただいております。

もう一点ですが、佐藤議員から就学援助制度の保護者への周知はどのようになっているのかとご質問をいただきました。こちらにつきましては市のホームページへの掲載、保護者説明会での説明、チラシを全保護者に学校を通じて配布いたしまして、周知を図っている旨をご説明させていただきました。

以上、簡単でございますけれども、よろしくお願いをいたします。

教 育 長 : ただいまの説明について何かご質問ございますか。

委 員 : 公会計というのはどういう意味ですか。

教 育 部 長 : 現在、学校給食費につきましては、学校において給食費を保護者から集めまして、学校において支出をしております。それは公の会計を通さないということで、私会計というような呼び方もされております。それを公会計ということは、市の歳入として給食費を徴収いたしまして、市の歳出と

して経費を支出するという制度に切り替えてはどうかという内容でございます。

教 育 長 : それに付け加えて、例えば未納者が出たとすると、その未納者につきましては、今の会計の仕方では、それを記載することはできませんから、全体でこれだけの収入があり、支出は全体でこれだけです、というような会計の仕方をしています。実際納めなかった人の分はどうなっているのかというと、その会計の中には表れていないということで、実質その分払っていただいた方へ負担になっている状況であるということが現実だということで、そういうことは好ましくないであろうから、それを公会計にすることによって、未納者の分については、市の方からそれを負担して学校で今行っている徴収事務、場合によっては管理職が家庭に行って徴収事務に関わるというような本来の業務以外の負担を軽減することもできるであろうというようなことで、そういったことを本市としても取り入れるべきであろう、というようなご質問あるいはご意見をいただいております。  
部長の説明に対して補足させていただきました。その他ございますか。

委 員 : 新年度が始まったわけですがけれども、現時点で未納はどういった状況ですか。

学校教育課長 : 下稲吉地区が未納が多いという傾向がありまして、全体の2～3%が未納だったように記憶しております。

委 員 : そうしますと、2～3%少ない分を皆で埋めあっているという感じですか。

教 育 長 : 現実としてそうですね。

委 員 : だから小さな学校では、たとえばイチゴを5個ずつ分けるというのを、大きい学校ではいっぱい入れるから、未納者が何人かあっても5個ではなくて、3個か4個に分けて何とかやりくりできることが現実には出てきてしまうということですよ。

教 育 長 : 結局、払ってくれない人がいると会計が出せないでいたんですよ。未納者がいることによって、一人分の給食費が幾らだから全体では幾らだと、これだけの人数がいますからこれだけの収入があります。そういう会計ができないということで、他の市町村でどうやって対応しているんだと聞きました。そしたら、やっぱりそういう会計は全体でこれだけ収入があります、そういう会計の仕方しかないということで、そんな会計をしているところほとんどだったので、かすみがうら市もそういったことで会計報告をしましょうと。私が平成20年度に来た時に会計報告をしていない学校が幾つかあったんです。でも、できないからって、それではおかしいだろうと、お金を集めて会計報告しないのはおかしいよと、その当時の学校教育課長に指摘を受けて、私が平成20年度にそういう立場になった時に問い合わせをして、そういう会計処理をしているということで、かすみがうら市もしましょうということで、会計報告ができるようになったと。会計報告ができないっていうのは、今、下稲吉地区が特に多かったからですがけれども、そういう経緯があって、これが一つの働き方改革にもちょっと問題であると取り上げられているんですよ。その徴収事務に担任とか学年主任、話が進まないときは管理職がこれに対応するという

ことでやってきていました。そういう本来の業務っていうのは、やっぱりなくすべきだろう、というようなことで去年の8月の働き方改革の中に緊急提言というものが文科省から出されまして、その中に今言ったような公会計を導入すべきであるというような、そういう提言がなされたものです。

委員： 公会計にはだんだんくなっていく可能性はありますか。  
教員の加重負担をなくすということで。

学校教育課長： 方向性はそういうようになってくるかなと思います。

委員： その財源は、なんという財源なのでしょうね。足らなくなってくる部分については。

教育部長： 今、国でガイドラインを作成している中で、ある程度、形は示されるかと思えます。ただ、私の中で疑問に思っているのは、給食費というのを会計上、市の会計を通してどのような取り扱いになるのかが一番疑問に思っております。ですので、税金とかと同じような扱いになれば当然、滞納整理のような形で市の職員が扱うということになるかと思えます。そのようなところもありますので、その辺が整理されてから判断をさせていただきたいと思えます。

教育長： その他ございますか。

委員： 確認なんですけれども、経済的理由で給食費が払えないという方は、要保護とか準要保護とかで給食費を払わなくてもいいという措置がありますよね。そうじゃない方で経済的理由ではなく、未納という形になっているという理解でよろしいですか。

学校教育課長： 今おっしゃったとおり、就学支援という補助がございまして、所得が低い方に対しては、そういった補助がございます。その他、収入があるにも関わらず、支払わないといった方が未納の割合が多いのではないかと思います。就学支援を受けられるのに受けないという方もいるので、そういった中には未納の方もいると思われます。

委員： 就学支援の対象だけど、支給を受けていない方にはその説明なども進めて、所得があるにも関わらず、支払っていない方には徴収するという方向ですよね。

教育長： その他、ございますか。  
なければ事業報告に入らせていただきます。それでは学校教育課よりお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略)

生涯学習課の事業報告、計画及び訂正箇所を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画、内容省略)

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画, 内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画, 内容省略)

歴史博物館の事業報告及び計画を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画, 内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画, 内容省略)

千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画, 内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明  
(6月の事業報告及び7月の事業計画, 内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質問ございませんか。

委 員 : 社会教育担当のところ、6月30日の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動6・26ヤング街頭キャンペーンの内容というのはどういう人達がどういうことをやるわけですか。

生涯学習課長 : 青少年相談員の方にご協力いただきまして、チラシ等を配布して薬物防止のキャンペーンを図るということです。

委 員 : ティッシュペーパーとか団扇とか、そういうものを配るんですか。

生涯学習課長 : はい。ティッシュペーパーになります。

委 員 : それから図書館ですが、4月21日から8月31日までの読書キャンペーンですが、内容はこういったことをやるのですか。

図 書 館 長 : 夏休み期間中なので図書の貸出冊数というのを通常では5冊までしか借りられないのですが、夏休み期間中はいっぱい本を読んで貰おうということで、特別に10冊まで貸出するというキャンペーンです。借りてる期間は同じ期間なのですが、貸出冊数を多く借りていいですよというキャンペーンを行います。

教 育 長 : その他ございますか。

生涯学習課長 : 追加で一つ皆様にお知らせしておきたいことがあります。平成31年の成人式の開催につきまして、ホームページ等でも皆様にお知らせしているのですが、あと該当者には全対象者に対してハガキで通知したところで、日程につきまして、通常ですと3連休の中日、日曜日に開催してまいりました。この日が1月13日ということで、市議会議員選挙がまだ確定してはいませんが、日程的に市議会議員選挙の告示日と重なるということで、いろいろな混乱を避けるために、1月12日の土曜日に開催するということが内部決定いたしまして、皆様にご周知いたしました。

教 育 長 : ただ今の件について、ご意見ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 特にないようですので、その他の事項に入ります。  
その他について特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたい  
と思います。

次回の定例教育委員会は7月24日(火)午後2時から霞ヶ浦庁舎大会  
議室で行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それではそのようにいたします。  
以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠  
にありがとうございました。

事 務 局 : 起立、礼。

閉 会 午前 11 時 33 分